

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

番号	保護者の状況	細目	ランク	
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※ 常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により区分する。	月20日以上、1日実働7時間以上就労	A	
		(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上	B	
		(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満	C	
		就労先確定	D	
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※ 経営規模・業種・労働時間・労働密度等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※ 内職従事者については、協力者の細目を適用する。	中心者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上	B
		(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満	C	
		就労先確定	D	
	協力者	月20日以上、1日実働7時間以上	B	
		(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上	C	
		(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満	D	
		就労先確定(求職活動より上位とする。)	E	
3	妊娠・出産	出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度の間で、分娩・休養のため保育にあたることできない。 切迫流産等は「疾病」と扱う。	C	
4	疾病・心身障害者	(1) 常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に該当 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	A	
		療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	B	
		慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないうえ、自宅での療養を指示されている場合	C	
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。	A～C
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A～C
6	災害	災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用する。	A～C	
7	市長による特例	通学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。	A～D
		ひとり親世帯等	自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先確定した場合は、その就労条件により項目番号1と2の労働基準を準用する。	A～D
		求職活動	求職のため昼間外出することを常態としている。	E
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・深夜勤務のため昼間睡眠又は休養をとることを常態としている。	A～E

(備考)・ランクは、ABCDEの順に入所の順位が高いものとします。
・保護者の中でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。

別表2 同一ランク内での選考指数表

項目	説明	指数
世帯状況 <small>※ただし、就労先確定により別表1にて優先されているひとり親世帯等については別表2の同一ランク内での選考指数表の対象外とする。また、重複適用はしないものとする(例 父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)</small>	(1) 両親不存在世帯 両親が存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月程度 ウ 配偶者から6か月程度遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月程度別居している女子	
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合	7
就労実績 注1	1年以上の就労実績がある場合	2
	半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなま保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなくやむを得ず児童を職場へ連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 注2	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合 近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	-1
産休明け、又は育休明け 注3	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1～3月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童	保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合	15

注1 児童の父母につきそれぞれ加算します。

注2 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします。

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

項目
申込み時において保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯 ※確認できる書類等が必要です。
児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯